

「大阪外国語大学外国語学部総務委員会規程」

平成 16 年 4 月 1 日

制 定

最近読替改正 平 29. 2. 16

(趣旨)

第 1 条 この規程は、読替え後の大阪外国語大学外国語学部教授会規程第 8 条第 3 項の規定に基づき、大阪大学に置かれる旧大阪外国語大学外国語学部（以下「旧外国語学部」という。）の課程（以下「旧課程」という。）の総務委員会（以下「旧総務委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 旧総務委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 旧外国語学部の運営に関する事項
- (2) 旧外国語学部の教員（旧課程の授業科目のみを担当する非常勤講師をいう。）の採用に係る資格審査に関する事項
- (3) その他旧外国語学部の教授会（以下「旧外国語学部教授会」という。）から付託された事項

(組織)

第 3 条 旧総務委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 大阪大学外国語学部総務委員会（以下「新総務委員会」という。）の委員
- (2) 旧外国語学部教授会構成員で外国語学部長が特に必要と認めたる者

(任期)

第 4 条 前条第 2 号に規定する委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 旧総務委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、それぞれ新総務委員会の委員長及び副委員長をもって充てる。

2 委員長は、旧総務委員会を主宰する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第 6 条 旧総務委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 旧総務委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を旧総務委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(報告)

第 8 条 旧総務委員会は、その審議の結果を旧外国語学部教授会に報告するものとする。

(庶務)

第 9 条 旧総務委員会の庶務は、言語文化研究科・外国語学部事務部箕面事務室庶務係において総括し、及び処理する。

(雑則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、旧総務委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が旧総務委員会に諮って定める。

附 則

1 この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

2 平成 19 年 10 月 1 日から任命される第 3 条第 2 号に規定する委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。